

特別委員会委員長報告

議会改革推進特別委員会

議会基本条例施行

9月定例会において、香美市議会の最高規範である議会基本条例を制定し、10月1日に施行された。このことにより、去る11月15日に最終の特別委員会調査報告書を議長に提出した。

調査報告書は、平成22年10月に設置した本特別委員会の目的を記載。

次に、調査の期間中に計23回特別委員会を開催した旨や調査内容、委員会の構成を記載。また、基本条例制定前に行った改革及び条文策定にあたり調査、研究した事件について、内容を添付。

さらに、制定した条例等についても添付した。

結びに、本特別委員会の目的は議会基本条

例の制定により達成されたと考え、本特別委員会の廃止を提案するが、本議会の改革は始まったばかりであり、行ってきた改革の検証も必要である。

行財政改革推進特別委員会

任意売却及び抵当権未設定の状況について詳細な説明を受けた。平成23年度徴収実績は、現年度徴収率53・86%、過年度分徴収率4・77%である。年度内完済件数は12債権である。ちなみに24年度完済は3件となっている。

時効の管理は適正に行っているとのこと。「近年の滞納繰越分の徴収率低下は訪宅をやめた結果では」との意見には、課内で検証の結果、訪宅の影響ではないとのこと。

前回審査以降動きのあった債権の報告に対する質疑では、病気で支払いなしとなった案件の状況確認は、電話連絡を行うとのこと。

平成17年度以降、法的手続きを含め回収業

住宅新築資金等貸付金の滞納整理

務を行ってきた結果、262債権は158債権まで減少した。

今回の債権放棄事案は競売を行い、国・県の補助も受けこみ、連帯保証人、相続人関係等回収の働きかけも行った上で、これ以上は回収困難と判断。今後の不納欠損は、14債権、4261万9432円を予定している。今回は『私債権の管理に関する条例』を初めて適用する債権放棄である。

市長の専決事項ではあるが、これまでの審査の経過をふまえ、今後、本委員会でも不納欠損処分案件についても精査、提案を行う点を委員会の見解とした。

市営住宅使用料等の滞納整理

23年度実績報告では、滞納分が2・73%改善、現年分との合計0・8%プラスで92・63%の徴収率。現年分の滞納

者数は前年対比、若干減少も滞納月数は増加、収入未済額は約25万円の増加とのこと。強制執行1件。個別案件では、退去による滞納解消や分納誓約を結んだ事案等の報告を受けた。水道使用料滞納は、全体で前回審査より若干改善。

市有財産の管理・活用状況等

市街化区域内の土地・建物についての調査と、財産管理台帳整備の進捗状況の説明を受けた。対象10件につき、整備後の経過報告として、インターネットにて公有財産の売却や、売却の打診を行う予定である。台帳整備は業務委託で行う。

